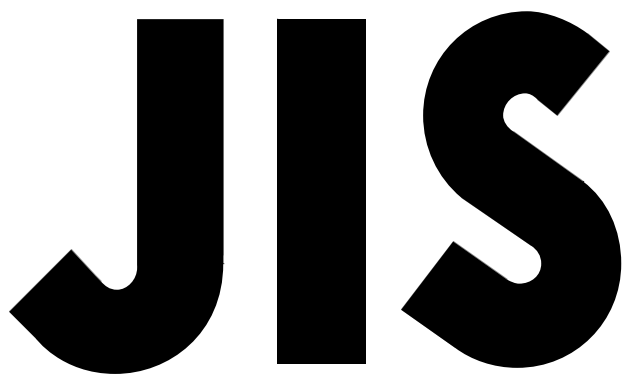




潤滑油－酸化安定度の求め方－
第 1 部：内燃機関用潤滑油酸化安定度

JIS K 2514-1 : 2013

(JALOS)

平成 25 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	土 肥 義 治	公益財団法人高輝度光科学研究センター
(委員)	穴 澤 秀 治	一般財団法人バイオインダストリー協会
	今 井 勇	日本ゴム工業会
	植 田 新 二	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	岡 崎 雅 之	公益社団法人自動車技術会（株式会社本田技術研究所）
	香 山 茂	一般財団法人化学研究評価機構
	佐 藤 浩 昭	独立行政法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	廣 岡 隆	独立行政法人住宅金融支援機構
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	松 永 直 樹	拓殖大学
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	森 川 淳 子	東京工業大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.12.20

官 報 公 示：平成 25.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人潤滑油協会

(〒273-0015 千葉県船橋市日の出 2-16-1 TEL 047-433-5181)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会（委員長 土肥 義治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	2
4 試験の原理.....	2
5 試薬.....	2
6 試験器及び器具.....	2
7 試料の採取方法及び調製方法.....	8
8 試験の準備.....	8
9 試験の手順.....	9
10 計算方法.....	10
11 結果の表し方.....	10
12 試験結果の報告.....	11
附属書 A（参考）試験方法の種類.....	12
解 説.....	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人潤滑油協会（JALOS）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 2514:1996** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 2514 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 2514-1 第 1 部：内燃機関用潤滑油酸化安定度

JIS K 2514-2 第 2 部：タービン油酸化安定度

JIS K 2514-3 第 3 部：回転圧力容器式酸化安定度

潤滑油—酸化安定度の求め方—

第 1 部：内燃機関用潤滑油酸化安定度

Lubricating oils—Determination of oxidation stability— Part 1: Oxidation stability of internal combustion engine oils

序文

この規格の基となる **JIS K 2514** は、1959 年に制定され、その後 7 回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は 1996 年に行われた。今回は、**JIS K 2514** を規格群として三つの部編成に分割し、この規格を **JIS K 2514-1** として制定した。

なお、対応国際規格は、現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、主に内燃機関用潤滑油の酸化安定度を求める方法について規定する。

注記 この規格群には、**附属書 A** に示す試験方法がある。

警告 この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用法を全てに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 7410** 石油類試験用ガラス製温度計
- JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- JIS H 3100** 銅及び銅合金の板並びに条
- JIS K 0557** 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 2251** 原油及び石油製品—試料採取方法
- JIS K 2283** 原油及び石油製品—動粘度試験方法及び粘度指数算出方法
- JIS K 2501** 石油製品及び潤滑油—中和価試験方法
- JIS K 8252** ペルオキシ二硫酸アンモニウム（試薬）
- JIS K 8848** ヘキサン（試薬）
- JIS K 8951** 硫酸（試薬）
- JIS K 9701** ヘプタン（試薬）
- JIS R 6251** 研磨布
- JIS R 6252** 研磨紙